

小動物臨床部会

「獣医師&看護師」研修会のご案内

本研修会「放射線診療従事者等の訓練及び研修会」は、獣医療法施行規則第16条に規定されている研修会です。

一般社団法人岩手県獣医師会

1 開催日時

令和2年3月15日(日) 14:00~16:00(2時間)

2 開催場所

マリオス 18階「188会議室」
盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1 (TEL:019-621-5000)

3 講師・講演テーマ

- (1) 基調講演「放射線の基礎と放射線装置の安全な取り扱い」
高橋英典先生(株式会社千代田テクノル)
- (2) 講 話「インフォームドコンセントの重要性」
～ 岩手県獣医師会に寄せられた声(クレーム)から考える ～
佐々木一弥先生(一般社団法人岩手県獣医師会会長)
- (3) その他「愛玩動物看護師国家資格に関する情報提供」
(岩手県獣医師会事務局)

4 参加申し込み方法

参加希望者は別紙申込書により本会事務局に連絡願います。
FAX 019-656-1017 E-mail: kidoguchi@ivma.jp

5 参加申し込み締め切り

令和2年3月2日(月)

獣医療法施行規則(抜粋)

(放射線診療従事者等の訓練及び研修)

- 第 16 条** 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 22 条の規定により教育及び訓練を施されたものを除く。)に対し、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間毎に、次に掲げる事項についての教育及び訓練を施さなければならない。
- 一 放射線の人体に与える影響
 - 二 放射線診療装置等の安全取扱
 - 三 放射線診療装置等による放射線障害の防止に関する法令
 - 四 放射線障害の予防に関する規定
- 2 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、放射線診療従事者等である獣医師(放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律第 36 条の 2 第 1 項に規定する定期講習を受けている者を除く。)に対し、初めて診療を行う前及び診療を行った後にあつては 3 年を超えない期間毎に、次に掲げる事項についての研修を受けさせなければならない。
- 一 放射線の基本的な安全管理
 - 二 放射性同位元素及び獣医療用放射性汚染物の取扱の実務
 - 三 診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の安全管理の実務
 - 四 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定の実務
 - 五 その他必要な事項
- 3 診療施設の管理者は、帳簿を備え、第 1 項に規定する教育及び訓練並びに前項に規定する研修に関し、次に掲げる事項を記載し、これを 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。
- 一 教育及び訓練の実施年月日又は研修の受講年月日
 - 二 教育及び訓練を施された者又は研修を受けた者の氏名
 - 三 教育及び訓練又は研修の内容

岩手県獣医師会事務局 宛て
〔 FAX 019-656-1017
E-mail : kidoguchi@ivma.jp 〕

申込者の氏名_____

小動物臨床部会「獣医師&看護師」研修会参加申込書

| No | 氏名 | 動物病院等の名称 | 獣医師 ※ | 看護師 ※ |
|----|----|----------|----------|----------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |

※ 印の欄には、該当するところに ○ を記入願います。